



20歳になつたら国民年金

20歳以上60歳未満のかたは、国民年金に加入し、保険料を納付することが義務付けられています。（すでに公的年金制度に加入中のかたを除く。）

国民年金は、自分や家族の加齢・障害・死亡などで、経済的に自立した生活が困難になるリスクに備え、すべての国民が加入し支え合う仕組みです。

<国民年金の意義とメリット>

- ・老後を支える終身保障！
- ・万が一の障害や遺族を保障！
- ・納めた保険料の全額が所得から控除！
- ・基礎年金の半分は国（税金）が負担！

20歳になつたかたには、誕生日の約2週間後に日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする「国民年金加入のお知らせ」（オレンジ色の封筒）が届きます。

令和7年度の保険料は、17,510円（月額）です。

保険料を未納のままにすると、病気やケガで障害が残ったときに保障される障害年金等を受け取れない場合があります。

経済的に納付が困難な場合は、学生納付特例や免除・猶予の申請をすることができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



日本年金機構
ホームページ
QRコード

問合せ=住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

参加者募集

『認知症・介護者のつどい』を開催します

参加無料

~ひとりで抱え込んでいませんか~

なんだか最近忘れることが増えた、介護の疲れがたまっている、悩みを打ち明ける場所がない…など、不安な気持ちを抱えているかた、まずはおしゃべりしながら気持ちを吐き出してみませんか。

「認知症・介護者のつどい」では、在宅生活の中で物忘れが気になるかた、介護を受けて暮らしているかた、介護をしているかた、介護をしていたかた、これから介護について知りたいかたが集まり、日頃の思い（喜び・不安・疑問など）をゆったり語り合える交流の場です。

一緒におしゃべりして、ほっと一息、気持ちを楽にしてみましょう。

【開催日】2月18日(水) 午後1時30分～3時

【場 所】美里町保健センター 検診室

【対象者】・在宅で暮らしている本人やその家族、関係者のかた

- ・これから介護に関わるかた
- ・介護をしてきたかた
- ・介護や認知症について関心のあるかた

【申込み】開催日前日までに電話または窓口で申込み

※途中参加・退出もできます。



申込先・問合せ=地域包括支援センター ☎76-1325

国民健康保険から税率改定のお知らせ

国民健康保険（国保）は、他の医療保険制度（社会保険や後期高齢者医療制度）に加入されていないかたを対象としている医療保険です。加入者の皆さんが病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、国保税により費用を負担し合い、互いに助けあう仕組みとなっています。

美里町国保では、令和元年度から2年ごとに税率改定を行い、国保税の収入に不足が生じた場合は、基金を取崩して不足を補いながら運営してきました。しかしながら医療費の増加や基金残高の減少により、現行の税率では運営が厳しい状態にあります。このため令和8年度に税率を改定します。

加入者の皆様には負担の増加をお願いすることとなります。安定的な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

○令和8年度の税率

改定後の税率は次のとおりです。

区分	医療分		後期高齢者支援分		介護納付金分 ^{*1}	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	6.8%	7.5%	2.4%	2.7%	1.9%	2.4%
均等割	加入者1人あたり	39,000円	45,000円	14,000円	17,000円	14,000円
						16,000円

- ・国の制度改正により、令和8年度から子ども子育て支援分の加算が予定されています。
- ・均等割については、世帯の所得状況に応じて一部が軽減されます。また未就学児は半分が軽減されます。
- ・令和8年度の国保税額は、7月中に発送する納税通知書で通知します。

○国保財政の状況

町の国保税収入の減少

埼玉県に支払う納付金^{*2}の増加

国保の基金残高の減少

令和5年度 231,024千円→令和6年度 224,870千円

令和5年度 310,930千円→令和6年度 330,557千円

令和5年度末44,651千円→令和6年度末18,509千円

※1 介護納付金分は、40歳以上65歳未満の加入者が対象です。

※2 美里町国保を含む埼玉県内の市町村国保は、平成30年度から県全体で財政運営を行っており、医療費など運営にかかる費用については、納付金として町から県に支払う仕組みとなっています。

【令和9年度以降の税率について】

埼玉県の運営方針では、令和9年度からは、全ての市町村が、これまでの市町村独自の税率を改め、市町村標準保険税率（県が定める市町村ごとの保険税率）とすることとされています。その後、令和12年度には、都道府県標準保険税率（県で1つの保険税率）となり、県内のどこに住んでいても同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となります。

問合せ=国保税について 税務課 課税係 ☎76-5131

資格等について 住民保険課 保険年金係 ☎76-1366